別紙2

意見公募要領

１　意見公募対象

「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」の改正案

２　意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、利用者が適切な情報に基づきインターネット接続サービスの契約を行うことが可能な環境を整備するため、実効速度（利用者が実際に利用できる通信速度）等のサービス品質計測等の在り方や必要な方策を検討することを目的として、平成25年から「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」を開催し、平成27年に「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を策定しました。

今般、電気通信サービス向上推進協議会の実効速度適正化委員会において、平成27年の本ガイドライン策定時に求めていた測定地点数を、計測結果の信頼性を低下させない範囲で一定程度削減することが可能であることが技術的に確認され、情報通信審議会電気通信事業政策部会消費者保護政策委員会において、その確認結果を踏まえた本ガイドラインの改正案が議論されました。

本件は、消費者保護政策委員会の議論等を踏まえ、「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」の一部を改正しようとするものです。

３　資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(https://public-comment.e-gov.go.jp/)の「意見募集案件」及び総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

※　誤投稿防止のため、意見の提出に当たって必ず「意見募集要領（提出先を含む）」及び「命令などの案」の全部を確認してください。

（１）e-Govを利用する場合

e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/）に掲載されている対象の意見募集案

件の意見提出フォームから御提出ください。

※　e-Govから提出できる電子ファイルのサイズは４MBまでとなっています。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：　speed-measurement_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課　宛て

※　スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※　意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）のe-Govを極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※　メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※　電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて20MBとなっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課　宛て

５　意見提出期間

令和８年11月７日（土）から同年12月７日（月）まで（必着）

※　郵送については、締切日の消印まで有効とします。

６　留意事項

・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課にて配布又は閲覧に供します。

・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7　連絡先窓口

総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
担　当：髙橋課長補佐、今尾官
電　話：０３－５２５３－５８５３（直通）
総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課消費者契約適正化推進室
担　当：小路課長補佐、奥山係長、仲本官
電　話：０３－５２５３－５４８８（直通）
E-mail：speed-measurement_atmark_ml.soumu.go.jp
※　迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局
　電気通信事業部データ通信課　宛て

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」の改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見